

総合評価方式に関するQ & A

目次

1 評価全般に関して	1
（1）履行確実点.....	1
（2）評価値の算出・公表.....	1
（3）技術提案資料の再提出.....	1
2 技術提案について	2
（1）簡易な施工計画（受注者が提案する施工上配慮すべき事項）.....	2
3 企業の技術的能力について	3
（1）建設工事施工証明書.....	3
（2）工事成績評定点.....	3
（3）ISO等の取得状況.....	3
（4）作業船の保有状況.....	5
4 配置技術者の技術的能力について	6
（1）同種工事の施工経験.....	6
（2）継続学習（CPD）制度の取組状況.....	8
5 企業の地域精通度・地域貢献度	9
（1）過去5年間の応急対策活動実績.....	9
（2）過去1年間の地域活動実績.....	12
（3）県内資材の活用.....	14
（4）県内企業の下請活用.....	15

（朱書き部分：変更箇所）

令和6年4月

山口県土木建築部

1 評価全般に関して

(1) 履行確実点

【問1】

履行確実点は、調査基準価格以上予定価格以下であれば全て5点でしょうか。

(答)

履行確実点は、解体工事を除く全ての工事に適用するとともに、全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）に適用します。

また、この場合のいずれの工事においても、入札書記載価格が調査基準価格以上予定価格以下であれば、全て5点を加点します。

(2) 評価値の算出・公表

【問2】

調査基準価格を下回って落札した場合の落札金額は入札書記載価格が適用されるのでしょうか。

(答)

調査基準価格を下回って落札した場合の落札金額は、入札書記載価格となります。

調査基準価格を下回って入札した者の評価値を算定する場合に限り、入札書記載価格を調査基準価格として算定します。

【問3】

総合評価方式の加点について、開札し落札者が決定した後にしか、自社が加点されているのかわからない。自社は、加点有りのつもりで技術資料を提出しているにもかかわらず加点されていない場合がある。入札後、開札までの間などに自社の評価点を確認できるようにしてもらえないか。

(答)

これまでどおり、落札決定後の公表とします。

(3) 技術提案資料の再提出

【問4】

提出した技術提案資料に誤りがあったので、資料を差替えたいのですが可能でしょうか。

(答)

「入札条件及び指示事項」の「入札条件・技術提案資料」に記載のとおり、提出期限内に限り認めていますので、訂正しようとする様式のみでなく、資料全体を提出してください。

なお、電子入札システムにより再提出する場合、発注機関の担当部署（入札公告「契約条項等を示す場所」に記載）に事前連絡されるようお願いいたします。

2 技術提案について

(1) 簡易な施工計画（受注者が提案する施工上配慮すべき事項）

【問5】

簡易型における提案数は最大2提案だが、1提案の場合と2提案の場合で評価に優劣がつくのか。また、「A4 版用紙1枚で作成すること。」とあるが、1提案1枚毎なのか。2提案を1枚にまとめるのか。

さらに、提案に対して添付資料が必要な場合があるが、別紙として添付して良いか。
(1枚では作成できない場合)。

(答)

簡易型における提案（簡易な施工計画）については、その内容を評価するものであり、提案数による評価の差はありません。また、2提案の場合であっても、A4版用紙1枚に入るような記載方法としてください。

なお、資料添付がどうしても必要な場合は、添付していただいてもかまいませんが、極力添付資料が少なくなるようご配慮願います。

3 企業の技術的能力について

(1) 建設工事施工証明書

【問6】

建設工事施工証明書が発行されるまでに1週間程度を要するが、交付までの日数を短縮してもらえないか。

(答)

引き続き早期に証明書を発行できるよう努めてまいります。

また、請負金額500万円以上の工事については、コリンズ登録が義務付けされていますので、工事概要や技術データにおいて施工実績を適切に登録され、証明書の発行が極力不要となるような対応をお願いします。

(2) 工事成績評定点

【問7】 工事成績評定点の平均点

電気工事、管工事、土木一式工事の工事成績評定点を有する場合、全ての業種を合算して、平均点を算出するのか。もしくは業種ごとに算出するのか。

(答)

土木関係工事（土木系工事）については、全ての業種を合算して平均点を算出します。

また、建築関係工事（営繕系工事）については、業種ごとに平均点を算出します。

なお、令和6年7月1日以降に入札公告する工事においては、土木関係工事（土木系工事）についても業種ごとに平均点を算出する運用に改めます。

(3) ISO等の取得状況

【問8】

ISO9001、ISO14001、労働安全衛生マネジメントの3項目の「認証取得」が加点対象であるが、対象工事においてこれらのシステムが適正に運用されているかどうかチェックはしないのか。

(答)

ISO9001、ISO14001、労働安全衛生マネジメントについては、各分野での各企業の自主的な取組として評価対象としています。また、各認証機関により定期審査が実施されているため、現時点では個別工事については確認しません。

【問9】

建設分野を取得していれば評価対象となるとのことだが、管工事の発注工事で、登録証の認証範囲に「土木工事または電気工事」と記載してある場合は評価の対象となるのか。

(答)

建設分野の認定を取得していれば評価の対象となります。なお、日本適合性認定協会（JAB）が認定したマネジメントシステム審査登録機関から認証をうけている場合は、そのマネジメントシステム認定範囲分類が「28：建設」となっていれば、評価の対象となります。

【問10】

労働安全衛生マネジメントは建設分野の取得をしていれば評価対象となるとのことだが、登録範囲が「建築・土木一式工事の設計・施工・監理」の場合は、評価対象となるのか。

(答)

評価対象となります。

【問11】

労働安全衛生マネジメントの認証登録は受けていないが、建設業労働安全災害防止協会の建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに基づき、安全マネジメントシステムを確立し、継続的に運用し維持改善していくために、安全マニュアルを作成し運用しているがこの場合評価対象となるか。

(答)

労働安全衛生マネジメントの認証状況取得の有無により評価対象としていることから対象になりません。

【問12】

労働安全衛生マネジメントの認証状況については、本社が認証取得していれば評価対象となるか。

(答)

認証団体の認定の単位により評価することとなります。

(4) 作業船の保有状況

【問13】

主作業船（15種）は工事に使用する主作業船など工事ごとで指定があるのか。それとも、15種のどれかを保有していれば評価されるのか。

(答)

工事ごとで特定の主作業船を指定することはありません。主作業船（15種）のうち、いずれかの保有が確認できれば評価します。

【問14】

主作業船（15種）に記載されている船種と、海上保険証券等に記載されている船種との表記が異なる場合、評価対象の作業船とはならないのか。（例：起重機船、浚渫船）
また、兼用船の場合は評価対象にならないのか。

(答)

表記が異なる場合でも、次のような主作業船（15種）であると確認できる場合は評価します。

【例】 浚渫船、〇〇浚渫船、スパッド付バックホウ台船、起重機船、〇〇起重機船、起重機台船、ガット付バージ、ガット船、クレーン船、FD船、フローティングドック船、CDM船、SD船、SCP船 など

なお、海上保険証券に記載される船種は、建造時の「船舶の図面（姿図）」、「建造契約書」または「売買契約書」などに加え、実際の使用目的・形状をもとに決定されると思われますので、主作業船であることが客観的に確認できる船種としてください。

また、兼用船の場合でも、【例】に示すような内容が含まれており、主作業船を含む兼用船であることが確認できる場合は評価します。

【問15】

主作業船（15種）について、規格が記載されていないがどのような規格の船でもよいのか。また、登記簿謄本、船舶検査証書、海上保険証券がない場合、どのようなもので証明すればよいか。

(答)

主作業船（15種）であることが確認できれば、規格は問いません。

なお、保有を確認する資料は、「登記簿謄本又は海上保険証券のいずれかの写し」に限定しており、その他資料による確認は行いません。

4 配置技術者の技術的能力について

(1) 同種工事の施工経験

【問16】

「工期」に対して「従事期間」が短い場合は、従事期間を示す資料としてどのような資料を添付すればよいか。

(答)

コリンズに登録してある工事であれば、竣工時登録カルテの受領書及び工事カルテの写しを添付していただき、工事カルテの写しにより従事期間がわかるようにしてください。

また、コリンズに登録していない工事では、技術者変更の前と後の「監理技術者届」、「現場代理人・主任技術者届」又は技術者変更の前と後の「施工計画書（表紙及び技術者の配置状況がわかるページ（最終工程表等）」を添付し、配置予定技術者の従事期間がわかるようにしてください。

【問17】

従事期間は、特段の指示がない場合は工事の期間の半分を超える期間従事した場合に評価することだが、特段の指示がないとき、契約工期に対して、従事期間が数日短い場合でも、従事期間を示す資料及び最終工程表が必要か。

(答)

第8号様式の「工期」と「従事期間」が異なる場合には、その期間の差が数日であっても、配置技術者が同種工事の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表）を提出してください。

なお、特段の指示がある場合とは、例えば「技術提案資料の提出について」の「(注2又は3)同種工事の施工経験」に「全期間従事した場合に評価する・・・」等が記載されている場合です。

【問18】

「工期」に対して「従事期間」が短い場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料として、引取証等の資料と最終工程表の両方が必要とのことだが、コリンズ登録し、その工事カルテの写しを添付すれば、確認できるのではないか。

(答)

コリンズでは技術者の従事期間はわかりますが、その従事期間に発注者が求める同種工事を行ったかどうかを判断することができません。したがって、第8号様式の「工期」に対して「従事期間」が短い場合には、配置予定技術者の従事期間がわかる資料（コリンズ可）と、その従事期間に配置予定技術者が発注者の求めている同種工事を行っていたことがわかる資料（最終工程表）を併せて添付していただく必要があります。

また、1人の技術者が従事した工事で工期内に工事完了し、第8号様式の「工期」と「従事期間」が異なる場合には、工期内に工事が完了したことが確認できる資料として、工事引渡書・引取証等が有効ですので添付をお願いします。

【問19】

主任（監理）技術者が現場代理人を兼ねている場合、第8号様式の従事役職欄はその両方を記載するのか。

また、両方を記載するとしたとき、主任（監理）技術者としての従事期間と現場代理人としての従事期間が異なっている場合は、従事期間欄はどのように記載するのか。

（答）

各工事の「技術提案資料の提出について」の「（注2又は3）同種工事の施工経験」により施工経験として求めた技術者により記載方法は異なります。

同種工事の施工経験として

例1）「監理技術者又は主任技術者として・・・」としている場合

従事役職は、監理技術者又は主任技術者のいずれかとしてください。

例2）「監理技術者、主任技術者又は現場代理人として・・・」としている場合

従事役職は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかとしてください。

主任（監理）技術者と現場代理人を兼ねている場合はどちらで記入しても結構ですが、主任（監理）技術者としての経験を記載していただいた方がよいと思われます。

（「監理技術者又は主任技術者として・・・」と求めていた場合に、誤って現場代理人の経験を記載された時には評価対象とならないが、監理技術者の経験を記載していれば評価対象となるため）

また、主任（監理）技術者が現場代理人を兼ねており、主任（監理）技術者と現場代理人の従事期間が異なっている場合ですが、これも、各工事の「技術提案資料の提出について」の「（注2又は3）同種工事の施工経験」により施工経験として求めた技術者により記載方法は異なります。

同種工事の施工経験として

例1）「監理技術者又は主任技術者として・・・」としている場合

監理技術者又は主任技術者としての従事期間を記入してください。

例2）「監理技術者、主任技術者又は現場代理人として」・・・としている場合

監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかの従事期間を記入してください。

ただし、例2の場合で、監理技術者又は主任技術者としては発注者が求める期間従事していないが、現場代理人としては発注者が求める期間従事しているのであれば、現場代理人の従事期間を記載していただき、発注者が求める期間従事したことがわかる資料を添付していただければ評価対象となります。

(2) 継続学習 (CPD) 制度の取組状況

【問20】

8月7日付けで申請を行い、証明日を同年4月1日に遡って証明を発行してもらってもよいか。

(答)

当該年度の4月1日から公告日までの間の任意の日からの過去1年間の継続学習取組状況が、各認証団体の推奨単位以上であることを各認証団体の証明書により確認できれば評価の対象としています。

したがって、提出された証明書で各認証団体の推奨単位以上取得されていることが確認できれば、評価の対象となります。

また、4月1日に遡って証明証が発行できるかどうかについては、各認証団体にお問い合わせください。

【問21】

認証機関が全国土木施工管理技士会連合会の場合、一回の手続きで複数の技術者の証明が可能である。

配置技術者以外の技術者を含めて証明されたものを添付しても良いか。

(答)

複数の技術者が記載された証明書で支障ありません。ただし、配置技術者として第8号様式に記載した技術者が、その証明書のどの技術者であるか客観的に確認できるように (CPDS 加入者名の右欄外に○を付すなどの工夫等) してください。

【問22】

全国土木施工管理技士会連合会の場合、昨年1年で、30ユニット取得していれば、今年10ユニットの取得で良いか。また、過去3年に100ユニット取得していれば、向こう2年間はユニット取得の取り組みをしなくても良いか。

(答)

各認証団体が設定する期間の推奨単位以上であれば評価します。したがって、お示しの例は評価の対象となります。なお、継続学習の取扱いについての詳細は、技術管理課ホームページに掲載していますので参考にご確認ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html>)。

【問23】

土木工事の場合は、全国土木施工管理技士会（CPDS）等の認証団体によって、各団体が設定する期間の取組状況を加点評価されるが、建築工事、造園工事等の発注工事の場合は、建築士会継続能力開発（CPD）制度、造園 CPD（継続教育）制度が設定する期間の取組状況により加点評価されるのか。それとも、総合評価方式の入札の場合は、発注業種にかかわらず認証団体が設定する期間の取組状況によって評価されるのか

（答）

土木系工事の場合、発注業種にかかわらず各認証団体が設定する期間の取組状況により評価します。建築指導課及び住宅課が発注する工事については、山口県建築指導課のホームページにてご確認ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/24131.html>。

5 企業の地域精通度・地域貢献度

（1）過去5年間の応急対策活動実績

【問24】

異常天然現象に伴う公共施設の点検・作業とは、具体的にどのような点検や作業をすれば実績となるのか。

（答）

施設管理者からの要請に基づき行った高潮や洪水などの発生時（又は発生前）における被害防止・軽減のための作業（水門・陸閘・排水機場の操作など）、発生後における緊急的な点検（河川の緊急点検）など、これらに類する点検・作業が評価の対象となります。

【問25】

台風接近に伴う高潮発生が予測される中、陸閘・水門の操作委託契約に基づく市からの要請を受け、閉鎖・開放作業を行った。この作業活動は応急対策活動の実績となるのか。

（答）

市からの要請（山口県より管理委託を受けた市町からの要請を含む）に基づき行った高潮に伴う陸閘・水門の閉鎖作業については、評価の対象となります。

【問26】（船舶利用）

漁業協同組合より、漁船が座礁する恐れがあるため、緊急的に浚渫を行って欲しいとの依頼を受け、無償で浚渫を行った。この活動は、船舶を活用した応急対策活動実績となるのか。

（答）

浚渫は、本来各施設管理者からの要請により行うものであり、その行為は工事請負契約により適切な対価を支払った上で実施されるべきものと思われます。

なお、ご質問のような港湾又は漁港管理者以外の要請（漁業協同組合等からの要請）に基づき行った浚渫の場合には、施設管理者以外の者からの証明書等に加え、施設管理者が

発行する「緊急に対応する必要がある、施設管理者が認識した行為である」旨が記載された証明書等を添付してください。

【問27】（船舶利用）

海上での応急対策で船舶による作業ではなく、人力による作業の場合は評価対象となるのか。また、活動状況写真を添付する必要はあるのか。

（答）

船舶を使って現地まで行き、人力による応急対策活動も評価の対象となります。

また、活動状況写真の添付については、施設管理者等が発行する実績証明書等で、船舶を利用した海上での応急対策活動であることがわかる場合には、写真の添付は特に必要ありませんが、証明書だけでは船舶を利用した活動かどうか判断しづらい場合には、海上において船舶を利用した応急対策活動であることが判る資料として、写真の添付は有効と考えます。

【問28】（船舶利用）

漁業協同組合より、漁船から漏れた油を回収する（又は沈船の引き揚げ作業をする）ように要請があり作業を行ったが、どのような資料を提出すれば評価の対象となるのか。

（答）

油濁防止対策活動（又は沈船引き揚げ作業）は、関係機関と連絡調整を図った上で、安全、適確に行う必要があることから、漁業協同組合からの「要請書」又は「証明書」に加え、作業にあたって施設管理者又は海上保安署へ提出した「許可申請書」等の写しを添付して下さい。

【問29】（船舶利用）

一般海域内で座礁した船舶の救助要請が漁業協同組合からあり、作業船を使用して座礁船の救助活動を行ったが、一般海域内は、港則法の適用外となるため、海上保安署へ作業の許可申請を提出する必要がない。このような場合、どのような書面により海難救助活動の実績を証明すればよいか。

（答）

一般海域内で海難事故が発生した場合は、船員法第19条の規定や、迅速、的確、安全に救助活動を行うことの必要性等から、海難事故の発生や救助活動の実施について海上保安署や地元自治体等への報告、調整が必要となります。このため、漁業協同組合からの「要請書」又は「証明書」に加え、救助活動について海上保安署や地元自治体等へ提出した「報告書」等の写しを添付してください。

【問30】

市町の災害応急対策工事も活動実績で評価することとなったが、工事金額が50万円以下の為に契約書がない。活動実績を証明するのに添付する資料として、市に提出した請書の控え、引取証、工事完成検査合格通知書があるがこれを添付することでよいか。

(答)

契約書の写し及び実績のわかる書類又は実績証明書等を添付していただくこととしておりますが、契約書がない場合は、契約書に代えて請書の写しを提出してください。

また、実績のわかる資料として、工事完成検査合格通知書又は引取証を添付していただくこととなりますが、工事完成検査合格通知書又は引取証に応急対策工事であることがわかる記述がない場合には、これに加えて、応急対策工事であったことがわかる資料、例えば、市からの要請文書の写し(FAXでの要請の場合はその写し)を添付してください。

また、発注者が発行する証明書等(施工証明書等)に、「活動内容」、「活動年月日」及び「施設管理者の依頼に基づき応急対策として実施した旨」の記載があれば、その証明書等が実績証明書となりますので、その証明書等を添付してください。

なお、そのような証明書等が発行できるかどうかについては、各工事の発注機関にご確認ください。

【問31】

電話での緊急な要請により、無償で応急対策を行った。このため、契約書や要請文書がない。この場合、要請者が発行する実績証明書にどのような内容の記載があれば評価の対象となるのか。

(答)

要請者が発行する証明書等に、「実施内容」、「実施箇所」、「実施日」に加え、「要請内容(緊急に対応する必要であった旨及び要請内容)」が記載されていれば、その証明書等の提出により、評価することとなります。

【問32】

災害応急・除雪活動で担当業者が別の業者に手伝を頼んだ時、その手伝った業者も活動実績となるか。

(答)

手伝った業者については実績とはなりません。

【問33】

災害応急対策について、防災協定を結んでいる場合で、応急対策が発生せず活動実績が無い場合、協定だけで評価されるか。

(答)

活動実績を評価するものであり、協定締結だけでは評価対象になりません。

(2) 過去1年間の地域活動実績

【問34】

自治会主催の清掃作業（対象：山口県内の公共施設）を行い、自治会長より感謝状がある場合、地域活動実績となるか。

(答)

活動内容を客観的に確認できるのであれば、感謝状に限らず地域活動実績となります。

【問35】

介護福祉団体へのボランティア（民間の老人ホームへ出向き、庭の剪定作業を行なう、もしくは何かを寄付をする）活動を行い、感謝状（印がある）がある場合、地域活動実績となるか

(答)

地域活動の評価対象を山口県内の公共施設に対するものとしていますので、地域活動実績に該当しません。

【問36】

〇〇〇〇環境美化推進協議会及び山口県建設業協会〇〇支部主催で「〇〇〇〇マラソン」の前にマラソンコースの一斉清掃を行っているが、地域活動実績となるか。

(答)

清掃活動の主催者の証明書等が添付されれば、地域活動実績となります。

【問37】

当社の代表取締役が奉仕活動団体に所属しており、その団体が毎年河川沿いの遊歩道の草刈り及び清掃活動を行っており、毎年当社の代表取締役が参加しているこれは地域活動実績となるか。

(答)

貴社の代表取締役が個人として参加されている団体の活動であれば地域活動の実績となりませんが、そうでない場合は客観的に証明する資料の添付があれば、地域活動実績となります。

【問38】

「市内海岸清掃の日」（全市民対象）というのがあり、市から団体へ対して参加依頼があり、団体は会員事業所へ参加依頼をする。会員が参加した場合、団体が発行した実績証明書の添付があれば地域活動実績となるか。団体へは、「参加のお礼状」が市より届く。

(答)

実績証明書に限らず客観的に実績が確認できるのであれば、地域活動実績となります。

【問 39】

地元自治会の一斉清掃（対象：山口県内の公共施設）の際、排出されたゴミなどを自社のダンプ等で集めた場合、地域活動実績となるか。

（答）

一斉清掃の際の車両提供につきましては客観的に証明する資料が整えば、地域活動実績となります。

【問 40】

地域の神社等への寄付は地域活動実績となるか。

（答）

寄付は地域活動実績に該当しません。

【問 41】

地域活動に対しての金銭の授受がある場合、地域活動実績となるか。

（答）

金銭授受につきましては地域貢献活動の趣旨から無いことが望ましいと考えます。

【問 42】

大規模事業において関係企業で安全対策協議会を設立し、山口県内の公共施設でボランティア活動を行った場合、地域活動実績となるか。

（答）

工事請負の一連として行っているものは対象をなりません。そうでない場合は客観的に証明する資料の添付があれば、地域活動実績となります。

【問 43】

道の日のイベントで道路清掃に参加しているが、地域活動実績となるか。

（答）

建設業協会等からの証明書があれば、地域活動実績となります。

【問 44】

公益社団法人「小さな親切」運動本部主催の「日本列島クリーン大作戦」に企業として参加しているが、地域活動実績となるか。

（答）

主催者等からの証明書があれば、地域活動実績となります。

(3) 県内資材の活用

【問45】

県内代理店等からの購入実績が確認できる資料はどのような書類を提出すればよいか。

(答)

「入札条件及び指示事項」の指示事項・総合評価方式に係る評価事項において、「工事完成までに県内資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料(集計表等)を工事打合簿に添付して提出すること。」としておりますので、納品伝票の枚数が多い場合などは集計表のみを提出してください(伝票枚数が少ない場合などは写しの提出で差し支えありません)。

また、監督職員等が請求した場合には、提出した集計表等の根拠資料(納品伝票の写し等)の提示が必要となります。

【問46】

県産資材であるが、代理店として県外に本社のある企業が中間に入っている場合はどうなるのか。

(答)

「県内工場で生産された資材」であれば、県外の代理店から購入しても県内資材として取り扱うこととなります。

【問47】

自社(県内企業)が県外メーカーの代理店の場合、自社が資材を使用する時は県外資材となるのか。

(答)

県内資材として取り扱います。

但し、自社が代理店等であることがわかる資料(メーカーの代理店であることの証明、通常資材を販売していることがわかる資料等)を、工事完成までに提出してください。

【問48】

鉄筋工事を材工共で県内下請業者に施工させた場合には鉄筋は県内資材となるのか。

(答)

指定した資材の対象は「下請が購入する資材も含む」としておりますので、下請負者が購入する資材についても「県内工場で製造した資材」又は「県内代理店等から購入した資材」の場合に県内資材としての取り扱いとなります。

なお、材工共で施工する下請負者が代理店等である場合には、県内資材となりますが、工事完成までに代理店等であることがわかる資料(メーカーの代理店であることの証明、通常資材を販売していることがわかる資料等)を提出してください。

【問 4 9】

「県内資材とは工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とする」とあるが、工場製作品（ゲート、除塵機等）については、どのような適用になるのか。

材料の購入先又は代理店が県内であれば評価対象となるのか。また、購入先又は代理店の本店は県外にあり、支店・営業所が県内にある場合も評価対象となるのか。

（答）

現場に最終製品として搬入する資材を対象として、その資材が県内資材であるかどうかにより評価することとなります。また、購入先が県内の代理店等の場合はその代理店の本店が県外であっても、県内にその支店・営業所があり、県内の支店・営業所から購入する場合は県内資材と取り扱うこととなります。

なお、評価対象となる資材については、発注者が指定することとしておりますので、各工事の「技術提案資料の提出について」をご覧ください。

【問 5 0】

県内資材を活用するとしながら、県外製造した資材を県内の代理店等で扱えば適合とするのは、本来の趣旨から外れるのではないか。

（答）

指定主要資材は県内産資材の活用を義務付けしていますが、県内資材については、県内の複数企業での製造が確認できていないなどの状況を踏まえ、県内の代理店等から購入する場合も評価の対象としています。

（４）県内企業の下請活用

【問 5 1】

百万円以上の下請が対象となっているが、これは下請総額か。それとも下請 1 社につき百万円以上か。

（答）

1 社につき百万円以上の下請（2 次下請以降を含む）が全て対象となります。

【問 5 2】

発注者からの対象工種の指定はないのか。

（答）

発注者から対象工種の指定はしませんが、対象外工種を明示する場合があります。

【問53】

技術提案が履行できない場合、工事成績評定点が減点されることは明記されているが、百万円以上の下請工事を県外業者で予定して入札した場合、評価点が下がるため、入札金額をその分下げる。このとき、変更設計等により百万円未満となった場合に、工事成績評定点の加算はあるか。

(答)

御質問のように、変更設計等により下請金額が百万円未満になった場合でも、工事成績評定点の加算は行いません。

【問54】

土工機械をオペレーター付きで専門業者と常用（施工範囲等の指定は行わず、元請の技術者の指示により作業）で契約した場合は、建設工事の下請となるのか。

また、傭船契約として港湾工事で捨石の据付を行う場合は、建設工事の下請となるのか。

(答)

土工機械をオペレーター付きで契約する場合、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、基本的には建設工事の下請契約にあたります。

また、同様に、傭船契約として捨石の据付を行う行為は建設工事の完成を目的とした行為と考えられ、基本的には建設工事の下請契約にあたります。

建設業法第24条では「委託その他何らの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。」とされており、「常用」「傭船」という契約形態にとらわれず、契約内容に即して「建設工事の完成を目的」としているかにより判断することとなります。

【問55】

山口県内に工場を有する企業は県内企業と同等の扱いとなるが、以下の場合は加点になるのか。

条件：県外に本店があり、山口県内に営業所及びアスファルトプラントを有する企業

① As 舗装工事において、上記条件を有する大手企業の活用をすれば加点になるか。

② コンクリート舗装工事において、上記条件を有する大手企業の活用をすれば加点になるか。

(答)

県内に工場を有する企業（共同企業体として工場を有する場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）を下請活用される場合は評価対象となります。従って、ご質問の①、②ケースは、どちらも評価の対象となります。